

地域づくり推進課からの お知らせ

☎ 地域づくり推進課
055(948)1412

●市民活動団体の登録制度 を活用しませんか？

市では、市内で活動する市民団体を支援するため、市民活動団体の登録を行っています。団体の情報を登録し、市HPや広報紙などで紹介することで、行政や他団体との連携、会員や仲間を増やすことなどに役立ててもらうことを目的としています。

○登録要件

- ・自発性、公益性および非営利性のある市民活動を行う団体
- ・構成する人数が5人以上の団体
- ・運営に関する定款、規約、会則等を定めている団体
- ・伊豆の国市内に事務所を有する団体
- または主に伊豆の国市内で活動する団体
- ・会員相互の趣味又は娯楽のみを目的としていない団体

○登録方法

次の書類を地域づくり推進課へ提出

- ・伊豆の国市市民活動団体等登録申請書
 - ・団体の定款、規約、会則など
 - ・活動内容がわかる資料
- ※市HPに様式を掲載してありますのでご利用ください。

○登録事項

- ・団体名、住所、代表者氏名、電話番号、FAX、Eメール、URL、結成日、会員数、会費(年額)、活動目的、主な活動内容、主な活動場所、団体のPR、主な活動分野など
- ※代表者の住所などに関わる情報は、非公開にできるものとします。

○登録団体のメリット

- ・登録した内容を市HPや窓口で公開します。
- ・市民や団体などから事業を手助けしてほしいという相談があった場合、その事業に見合う活動をしている団体の情報を提供します。
- ・団体のチラシなどを公共施設に配架することができます。

●令和3年度パートナーシップ事業報告会&令和4年度事業説明会を開催します

令和3年度に市民提案型パートナーシップ事業を実施した団体が、成果や今後の展望などを報告します。また、令和4年度の募集内容についても説明します。

とき／3月28日(月)14時～15時30分
ところ／あやめ会館3階多目的ホール

内容

- 令和3年度の事業報告(順不同)
- ①IZUCCO制作実行委員会
- ②江間郷土研究会
- ③チーム防災いずのくに
- ④ダンスで地域を元気にし隊
- 令和4年度の事業説明



○令和3年度に市民提案型パートナーシップ事業を実施した皆さん



▲IZUCCO 制作実行委員会



▲ダンスで地域を元気にし隊



▲江間郷土研究会



▲チーム防災いずのくに

あなたも狙われるかも！悪質商法にご用心 132

「成年年齢引き下げ18歳で成人に 契約トラブルに注意を！」

(文と絵) 司法書士 山田茂樹

本年4月1日から、現在20歳を成人とする民法が改正され18歳で成人となります。未成年者には「未成年者取消権」という規定があり、仮に誤って不必要な契約をした場合であっても、未成年者にはその契約を取消することができる旨の規定がありました。

このため、消費生活相談のデータをみると、10代の相談件数と比べ、20代になると相談件数は激増する傾向がみられます。

つまり悪質事業者は、社会経験が必ずしも十分ではないが、成人として扱われる年齢層、いわば「初心者マーク付きの成人」を狙っているといえます。



©Shigeki Yamada

【消費生活相談】 伊豆の国市役所伊豆長岡庁舎
相談日：毎週月～金曜日、9：00～16：00
(12：00～13：00、年末年始・祝日は除く)
※相談員による相談は月・水・金曜日
☎ 伊豆の国市消費生活センター ☎ 055-948-2901

伊豆市役所 (伊豆市小立野)
相談日：毎週火～木曜日、8：30～17：15
(12：00～13：00、年末年始・祝日は除く)
☎ 伊豆市消費生活センター ☎ 0558-72-9858

ご登録ください！ LINE「伊豆の国市 公式アカウント」

☎ 市長公室 ☎ 055-948-1431

市ではコミュニケーションアプリ「LINE」を活用した情報発信を行っています。LINE「伊豆の国市公式アカウント」では、同報無線の放送内容や防災・生活情報・火災情報などを受け取ることができます。

●LINE友だち追加方法

お手持ちのスマートフォンなどで、「LINE」アプリを起動し、下のいずれかの方法で友だち追加を行ってください。

- ・ホーム画面から「伊豆の国市」または、「@izunokunocity」と入力し、検索
- ・「友だち追加」からQRコードを選択し、右の友だち追加用QRコードを読み取る



友だち追加用
QRコード

4月1日から 猫の不妊手術費補助金 制度が変わります

☎ 環境政策課 ☎ 0558-76-8002

市では、飼い主のいない猫に対して、日常的に餌を与えることなどにより飼養をしている人が、不妊手術を受けさせる場合に、補助金を交付しています。

この補助金は、飼い主のいない猫の繁殖や迷惑行為などを防止し、市民の生活環境の保全を図ることを目的としています。

●申請手順などが変わります

4月1日より、申請手順の簡素化などを目的に、猫の不妊手術費補助金交付要綱の改正をします。

具体的な改正点は、広報4月号に掲載します。ご不明な点がありましたら、お問い合わせください。

